

令和2年第3回（6月）上越市議会定例会

厚生常任委員会資料

案件番号	案 件 名	提 出 課	ページ
議案第64号	上越市介護保険条例の一部改正について	高齢者支援課	1～2
議案第57号	令和2年度上越市一般会計補正予算(第1号)	福祉課	3～7
議案第58号	令和2年度上越市一般会計補正予算(第2号)	福祉課	8～9
議案第60号	令和2年度上越市介護保険特別会計補正予算(第1号)	高齢者支援課	10

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第 6 4 号
提 出 課	高齢者支援課

上越市介護保険条例の一部改正について

1 改正理由

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における介護保険料の減免を行うため、対象となる被保険者の要件などについて所要の改正を行うもの

2 改正内容

減免の対象となる第 1 号被保険者の要件を追加するとともに、減免対象期間の始期を令和 2 年 2 月 1 日からとするため、申請期限の特例を定める。(附則第 1 7 条関係)

3 施行期日

公布の日

4 上越市介護保険条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p><u>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</u></p> <p>第 1 7 条 令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料のうち、令和 2 年 2 月分以降の保険料の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第 1 7 条第 1 項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 2 4 年法律第 3 1 号)附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)により、生計中心者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</u></p> <p>(2) <u>新型コロナウイルス感染症の影響により、生計中心者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下この号において「事業収入等」という。)の減</u></p>	

改正案	改正前
<p><u>少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。</u></p> <p><u>ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。</u></p> <p><u>イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</u></p> <p><u>2 前項の場合における第17条第2項の規定の適用については、同項中「申請しなければならない」とあるのは、「申請しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。</u></p> <p style="text-align: right;">（追加）</p>	

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第57号
提出課	福祉課

歳出科目 (P12～P13)	3款1項1目	社会福祉総務費
----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
社会福祉総務管理費	0	150,000	150,000

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	75,000	扶助費	150,000
一般財源	75,000		

【補正理由】

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と財政調整基金を活用し、アルバイト等の社会経済活動が制限され、収入が減少しながらも学業の継続に励む市内在住及び当市出身の大学生、専門学校生等（以下「大学生等」という。）に対し、学費や生活費の一部を支援するための所要の経費を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	0	75,000	75,000
一般財源		0	75,000	75,000
合計		0	150,000	150,000

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
扶助費	学業継続支援給付金	0	150,000	150,000

※学業継続支援給付金：50千円×3,000人＝150,000千円

○学業継続支援給付金

(1) 制度概要

奨学金の給付又は貸与を受けている上越市出身又は上越市在住の大学生、専門学校生等に対し、一律5万円の学業継続支援給付金を支給する。

(2) 給付額

50,000円(1回を限度)

(3) 給付対象者

大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校(専門課程)に在籍している学生

(4) 給付要件

次のいずれにも該当するもの

①奨学金の給付又は貸与を受けていること。

②市内在住又は上越市出身であること。

(5) 申請方法

申請者が所定の様式を記入し、必要書類を添付し、郵送又は電子メールで提出する。

(6) 周知

市ホームページ、報道機関等への情報提供、広報上越等により周知を図る。

歳出科目 (P12～P13)	3 款 1 項 1 目	社会福祉総務費
----------------	-------------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
生活困窮者自立支援事業	36,093	109,704	145,797

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	82,278	扶助費	109,704
一般財源	27,426		

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、住居確保給付金の支給対象が拡大され、更に支給要件も緩和されたことから、申請件数の増加が見込まれるため、所要額を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	生活困窮者自立相談支援事業等負担金	618	82,278	82,896
一般財源		206	27,426	27,632
合計		824	109,704	110,528

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
扶助費	住居確保給付金	824	109,704	110,528

※給付見込額 112,938 千円 (補正後 110,528 千円 + 予備費充用 2,410 千円)

(1) 制度概要

安定した住居の確保をしつつ就労自立を図るため、離職、廃業、休業等に伴う収入減少により経済的に困窮し、住居を失った又は失うおそれがある方に対し求職活動等を要件に支給する。

(2) 支給対象者 (下線部は拡大部分)

- ① 離職、廃業から 2 年以内の人
- ② 休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある人

(3) 支給要件（下線部分は緩和部分）

①収入要件：世帯の収入合計額が、世帯人数別の基準額以内であること。

②資産要件：世帯の預貯金・現金等の資産合計が基準額以内であること。

③求職活動要件

- ・誠実かつ熱心に求職活動を行うこと。
- ・月4回以上、生活相談窓口（地域包括支援センター）で就労支援を受ける。

→月1回の書面提出で可

- ・原則、月2回以上、ハローワークで職業相談を受ける→不要
- ・原則、週1回以上、求人先への応募・面接を行う→不要

(4) 収入・資産要件及び支給家賃額

(単位：円、月額)

区 分	単身	2人	3人	4人	5人	6人	7人
①収入基準額 (上限)	110,000	153,000	182,000	217,000	251,000	287,000	325,000
②基準額	78,000	115,000	140,000	175,000	209,000	242,000	275,000
③支給家賃額 (上限) ※	32,000	38,000	42,000			45,000	50,000
④資産基準額	468,000	690,000	840,000	1,000,000			

※支給家賃額算出例（単身者、家賃30,000円、収入80,000円の場合）

支給家賃額28,000 = 実家賃額30,000 - (世帯の収入合計80,000 - ②基準額78,000)

歳出科目 (P12～P13)	3 款 1 項 4 目	障害者自立支援費
----------------	-------------	----------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
介護給付・訓練等給付事業	3,907,925	18,050	3,925,975

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	9,024	扶助費	18,050
県支出金	4,512		
一般財源	4,514		

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るための特別支援学校等の臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用の増加が見込まれることから給付費を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	障害者自立支援給付費負担金	113,476	9,024	122,500
県支出金	障害者自立支援給付費負担金	56,738	4,512	61,250
一般財源		57,833	4,514	62,347
合計		228,047	18,050	246,097

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
扶助費	放課後等デイサービス	228,047	18,050	246,097
合計		228,047	18,050	246,097

<放課後等デイサービス利用見込>

- ・特別支援学校等の臨時休業期間（4月20日～5月31日）におけるサービス利用者数：92人
- ・利用回数の増（平日週2回から週5回）に伴う給付費の増：16,521千円
- ・報酬単価の増（休日単価適用）に伴う給付費の増：1,529千円

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第58号
提出課	福祉課

歳出科目 (P32~P33)	3款1項1目	社会福祉総務費
----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
市民いこいの家管理運営費	15,333	2,211	17,544

主な補正財源		主な経費	
一般財源	2,211	補償、補填及び賠償金	2,211

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症の影響により利用料金収入等が減少した施設の指定管理者に対し、協定に基づき、4月から6月までの減収分を補填するもの

【補正内容】

○指定管理減収補填金

項目	補正前	補正額	補正後
補償、補填及び賠償金	0	2,211	2,211
指定管理減収補填金	0	2,211	2,211

○補填対象施設等

施設名	補填額	指定管理者
市民いこいの家	2,211	株式会社新潟ビルサービス

歳出科目 (P32~P33)	3款1項7目	リゾートセンター費
----------------	--------	-----------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
くるみ家族園管理運営費	14,147	5,381	19,528

主な補正財源		主な経費	
一般財源	5,381	補償、補填及び賠償金	5,381

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症の影響により利用料金収入等が減少した施設の指定管理者に対し、協定に基づき、4月から6月までの減収分を補填するもの

【補正内容】

○指定管理減収補填金

項目	補正前	補正額	補正後
補償、補填及び賠償金	0	5,381	5,381
指定管理減収補填金	0	5,381	5,381

○補填対象施設等

施設名	補填額	指定管理者
上越リゾートセンターくるみ家族園	5,381	株式会社メディカル&ケア

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第60号
提出課	高齢者支援課

令和2年度上越市介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要

【補正理由】

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を受け、本年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が定められている第1号被保険者の介護保険料の減免を行うことから、令和元年度に納付された保険料の還付に要する経費を増額するもの

【補正内容】

(歳入)

単位：千円

款	区分	補正前	補正額	補正後
3	国庫支出金	5,537,160	260,000	5,797,160
	特別調整交付金	0	260,000	260,000

(歳出)

単位：千円

款	区分	補正前	補正額	補正後
5	諸支出金	42,256	260,000	302,256
	第1号被保険者保険料還付金	7,205	260,000	267,205